

令和8年第2回木津川市議会定例会

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	請願の要旨	請願者の住所及び氏名	紹介議員 氏 名	付 託 委員会
8-1	令和8年 5月26日	平和都市宣言の木 津川市として、武器 輸出拡大に反対し 撤回を求める請願 書	<p>1 請願趣旨</p> <p>高市政権は、4月21日閣議と国家安全保障会議において、防衛装備移転三原則の運用指針を見直し、完成品輸出を非戦闘目的に限る「5類型」を撤廃し、殺傷能力のある武器輸出を解禁しました。これにより、戦闘機、護衛艦、潜水艦、ミサイルなど、直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする「自衛隊法上の武器」の輸出を全面的に可能としました。</p> <p>輸出先は、国連憲章に適合した使用を義務付ける国際約束の締結国に限定するとしている一方、現に戦闘が行われていると判断される国への移転も、「特段の事情がある」と判断した場合、可能としました。これは、武器輸出禁止の原則を投げ捨てる極めて重大な決定です。</p> <p>現在、世界各地で国際法を無視した戦闘により、市民が攻撃の対象とされ、多くの子どもを含む膨大な数の犠牲者が生じています。今回の決定は、日本が生産・輸出する武器によりこのような事態が助長され、拡大することを容認することを意味します。</p> <p>武器輸出禁止は、1981年の衆参本会議で武器輸出全面禁止を全会一致で決議し、国是としてきたものです。2014年、武器輸出「原則禁止」を「原則可能」とするものへと変質させた安倍政権でさえ、殺傷武器輸出については「5類型」の条件を設けました。今回の政府決定は、この「5類型」を廃止するもので、国会決議によって国是としてきた原則を、一切、国会で議論することをせずに、国民的議論がなされないま</p>	<p>木津川市木津川台 尾崎 一彦 木津川市鹿背山 柯 千絵 木津川市兜台 呉羽 真弓 木津川市相楽 福本 節子</p>	<p>谷口 英子 山本 しのぶ</p>	<p>総務文教 常任委員会</p>

		<p>ま、閣議決定により政府だけで決定したことは、国民主権、民主主義国家の根幹を揺るがすものであり、国家がどうあるべきかの国民的議論を封じこめる意味でも大いに問題です。</p> <p>ここに、平和都市宣言を掲げる木津川市の市民として、防衛装備の輸出拡大に反対し、以下をお願いいたします。</p> <p>2 請願項目</p> <p>日本国憲法の恒久平和主義に基づく日本の在り様を根本的に変容させることになる防衛装備移転の「5類型」による制限の撤廃等による防衛装備の輸出拡大に対して反対の意思を示すとともに、閣議決定の撤回を求め、国に対し意見書の提出をお願いします。</p>			
--	--	--	--	--	--